

令和2年度「世界の京都・まちの美化市民総行動」事業に関する委託業務 プロポーザル募集要項

令和2年度「世界の京都・まちの美化市民総行動」事業に関する委託業務に係る受託事業者を募集します。

1 募集理由

京都市と京都市まちの美化推進事業団によって構成する世界の京都・まち美化市民総行動実行委員会が主催する世界の京都・まちの美化市民総行動が、これまで以上に参加者にとって満足いくものとなり、市民や観光客等多くの通行人に見てもらえる活動とするため、総行動の開催趣旨を十分理解して、効果のある事業企画の提案や業務遂行等ができる能力を有することが重要である。

したがって、価格以外の要素における競争によって契約の相手方を選定するため、企画競争方式において受託希望者を決定するものである。

2 業務内容

令和2年度「世界の京都・まちの美化市民総行動」事業

※ 詳細は、仕様書（別添1）のとおり

3 参加資格要件

次のすべての基準を満たしていること。

- (1) 過去3年間に国、府及び市等の公共団体のいずれかと同規模の業務について、元請業者として取引実績を有すること。
- (2) 京都市公契約基本条例第2条第1項第3号に規定する京都市内の中小企業、又は、京都市内に主たる事務所を有する団体等であること。
- (3) 京都市の競争入札有資格者名簿に登載されていること又は京都市競争入札取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を有する者であること。
- (4) 「企画提案書」の提出の日から受託候補者選定結果の通知の日までの間において、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止の期間が含まれていないこと。
- (5) 業務を的確に実施するために必要な体制・従事人数を確保していること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしたものにあつては更生計画の認可がなされていないもの又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしたものにあつては再生計画の認可がなされていないものでないこと。

4 契約期間

契約締結日から同年12月31日まで

5 契約上限額等

(1) 契約上限額

全業務の遂行に要する契約上限額は、3,300,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）以内とする。ただし、6月開催事業は、900,000円を、11月開催事業は、2,400,000円をそれぞれ上限額とする。

なお、独自提案に係る費用については、別途協議する。

(2) 報告書の提出

当該委託業務（6月、11月）を実施したときは、実施報告書をそれぞれの業務実施後30日以内に提出すること。

(3) 委託料の支払い

受託者は、本委員会が実施報告書について確認したときは、当該実施報告書に係る委託料の請求を実施報告書と同様に2回に分けて行うこと。

本委員会は、適法な請求を受領したときは、受領したときから30日以内に請求に係る委託料を支払う。

6 質問期限及び回答

(1) 仕様書等に対して質問できる者は、上記「3 参加資格要件」を満たしている者とする。

(2) 質問期限

令和2年3月27日（金）午後5時（必着）

※ 質問期限以降の質問は、一切受け付けない。

(3) 質問方法

様式は、別紙とし、事務局に電子メール（bika-kyo@mbox.kyoto-inet.or.jp）で問い合わせることとし、面談又は電話その他の媒体での質問は一切受け付けない。

(4) 回答

令和2年3月31日（火）までに京都市まちの美化推進事業団ホームページ「公募・入札ページ」（<http://www.bika-kyo.jp/proposal/>）に掲載する。

7 企画内容提案

企画競争に応募する者は、次のことを提案する。

- ・前記2に基づく提案内容
- ・業務の実施体制
- ・同種業務の実績
- ・見積価格

8 企画提案書及び見積書の提出

企画競争に応募する者は、「令和2年度「世界の京都・まちの美化市民総行動」事業に関する委託業務企画提案書作成要領」（別添2）に基づき、次の書類を提出すること。

(1) 提出書類

ア プロポーザルに係る企画提案書（作成要領の別紙を添付すること）

イ 見積書

(2) 提出部数 7部

(3) 提出期限

令和2年4月6日（月）午後5時（必着）

9 企画提案書に関するプレゼンテーション

提出された企画提案書等の内容について、次のとおり提案者によるプレゼンテーションを実施する。

(1) 実施時期

令和2年4月10日（金）予定

(2) 実施場所

本委員会事務局会議室（ヤサカ河原町ビル8階）

※ 変更となる場合があります。

(3) 注意事項

ア プレゼンテーションは、実施体制の責任者又はリーダーが行うこととする。

イ プレゼンテーションの実施時間は、一つの提案者につき30分以内とし、企画提案の説明を20分程度、本委員会からの質問及びその回答時間を10分程度とする。

ウ プレゼンテーションに参加しなかった提案者の企画提案書は、失格とする。

エ プレゼンテーションの方法は、提案者の任意とする。

10 受託候補者の選定

(1) 本委員会は、提出された提案書に基づき、各受託希望者からの提案について評価基準に基づいて順位を定め、順位の最も高い1者を受託候補者として選定し、速やかにその旨を通知する。また、契約候補者に選定されなかった者に対しても、その旨を通知する。

なお、最も高い評価点を得た者であっても一定の評価点（6割）に満たない場合は、受託候補者として選定しない。

選定の評価基準については、以下のとおりとする。

① 参加者の満足度につながる効果的な美化活動が実施できるか。（コース設定に無理はないか）

② アイデアや企画力は優れているか。（市民や観光客へ本事業をより効果的にPRする方法）

- ③ 業務を遂行するうえでの体制が十分であるか。(責任者の経験, 予定従事人数)
- ④ 同種業務の受託実績が十分であるか。
- ⑤ 提案内容に比べ見積価格は適正であるか。

(2) 審査結果

審査結果については、令和2年4月17日(金)(予定)までに書面により通知し、京都市まちの美化推進事業団ホームページ「公募・入札ページ」(<http://www.bika-kyo.jp/proposal/>)においても情報を公開する。

11 受託候補者との協議及び契約の締結

- (1) 受託候補者と提案書を基に協議のうえで本委員会が契約用仕様書を作成し、契約内容の詳細及び契約価格について同候補者と合意に達したときは、その者と契約を締結する。

ただし、次に掲げる事態が生じたときは、受託候補者の選定において定めた順位の高かった者の順に協議を行い、契約相手方を決定する。

ア 協議が不調に終わった場合

イ 受託候補者が、提案書提出日から契約締結日までの間に京都市競争入札等取扱要綱第29条の規定による競争入札参加停止の処分を受けた場合

ウ その他やむを得ない事情で契約に至らなかった場合

- (2) 別紙仕様書に定めのない事項については、本委員会と協議のうえ決定する。
 (3) 本業務の実施に関して疑義が生じた場合には、速やかに本委員会と協議する。

12 留意事項

- (1) 資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
 (2) 提出物は、提出者に返却しない。
 (3) 京都市会において、本件業務に係る令和2年度の予算が成立しない場合は、契約を締結しない。この場合において、契約候補者は、本件業務に係る準備行為等に要した費用を本委員会に請求することはできない。

13 スケジュール(予定)

日付	曜日	事項
3月23日	月	募集
3月27日	金	質問締切
3月31日	火	質問回答
4月6日	月	企画提案書提出締切
4月10日	金	企画提案書のプレゼンテーション
4月17日	金	審査・決定・通知

14 問い合わせ先及び提出先

世界の京都・まちの美化市民総行動実行委員会事務局（担当：辰巳・畑中）

〒604-0924 京都市中京区河原町通二条下ル一之船入町 384

ヤサカ河原町ビル8階

（TEL） 075-231-5300 ・ 075-213-4960 （FAX） 075-211-0522